

生活

児童手当現況届の提出は 6月28日(金)まで

児童手当現況届は、毎年6月1日における受給者や児童の状況を報告し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。提出されない場合、6月分以降の手当を受けられなくなることがあります。

必要書類などを受給者あてに郵送しますので、忘れずに手続きをしてください。

▼提出期限 6月28日(金)

▼その他 受給者および児童の保険証の写しや児童手当用の所得証明書(平成25年1月2日以降に転入してきた方)など、必要に応じて提出していただく書類があります。

▼子育て支援課

☎23局3513 FAX23局3545



情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

平成24年度 情報公開制度の実施状況

公文書の開示請求および申出実績は、次のとおりでした。一件の請求について複数の決定をすることがあるため、請求件数と決定件数は一致しない場合があります。

■開示の請求	
請求者数	9人
請求件数	9件
決定件数	10件
全部開示	※1 3件
部分開示	※2 5件
非開示	0件
不存在	2件
不服申し立て	0件
■開示の申出	
申出者数	2人
申出件数	2件
不存在	2件

【※1】請求などの対象となる公文書の全部を開示

【※2】請求などの対象となる公文書のうち、個人のプライバシーなど開示できない一部を除いて開示

平成24年度 個人情報保護制度の実施状況

個人情報ファイルの保有実績および開示請求は、次のとおりでした。個人情報ファイルの保有実績

実施機関	件数
市長	102件
教育委員会	2件
選挙管理委員会	3件
監査委員	0件
公平委員会	0件
農業委員会	3件
固定資産評価審査委員会	0件
水道事業	1件
消防長	3件
議会	0件
■開示の請求	
請求者数	0人
請求件数	0件

▼総務課
☎23局3506 FAX23局0180

権限移譲に伴い 申請先が変わりました

平成25年度から、火薬類(煙火)消費許可にかかる申請先が、愛知県

東三河総局から田原市消防本部に変わりました。

田原市内で許可数量以上の煙火を消費する場合は、田原市消防本部消防課へ申請してください。

▼書類の提出部数 3部(危険区域が海上にかかる場合は4部) ▼手数料 7900円 ▼手数料の納付方法 現金で納付
※詳しくはお問い合わせください。

▼消防課
☎23局4074 FAX23局0180

6月は暴走族追放強化月間

暴走を「つなご」「やせなご」「見に行かなご」

暴走族 なくして 住みよいまちづくり

暴走族は、暴走行為のほか悪質な犯罪を引き起こすなど、少年非行の悪化の大きな要因のひとつとなっています。

県警察・県・県民・事業者・市町村などが一体となって、暴走族のいないまちづくりを推進していきましょう。



▼生涯学習課

☎23局3531 FAX22局3811